

「台風第 15 号に関する警戒本部」に移行しました

県内では、今後、台風 15 号が本県へ接近・影響が見込まれます。大雨及び暴風による災害への警戒が必要であり、対応に万全を期すため、8 月 8 日に設置した「大雨に関する警戒本部」から、本日 14 時に、危機管理監を本部長とする「台風第 15 号に関する警戒本部※」に移行しました。

※ 新潟県危機管理対応方針 6（4）イに基づく警戒本部